



知っていますか？

アスベスト

いまだに残る石綿

(中) 石綿事前調査・建材の採取について

前回は、石綿使用の歴史と石綿の危険性について説明させていただきました。これらを踏まえ、今回は、当会が実施している石綿事前調査および現地での石綿分析建材の採取についてご紹介いたします。

事前調査は石綿則で規定

石綿は重篤な疾患を発生させる危険性があり、石綿含有建材を使用している可能性がある2006年9月1日以降の建築物は解体前に石綿含有の有無を事前調査する必要があります。

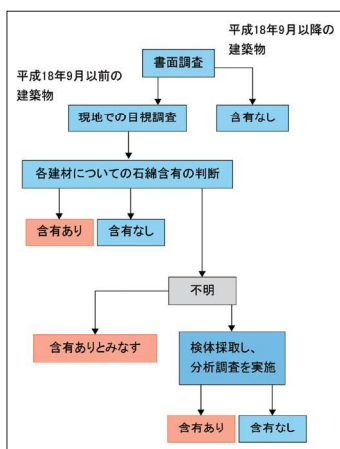
石綿事前調査は、前年の2005年に制定された石綿障害予防規則（石綿則）で規定されています。この規則では建築物の解体・改修工事を行う際に必要な措置が定められています。しかし、この措置が実施されていない事例が散見され、石綿含有建材を使用した建築物を解体する際、石綿が飛散するリスクがあり、作業員や近隣住民の健康に影響が出るような状況でした。このため、2020年に当初よりも厳しい規則を盛り込んだ改正が行われ、順次施行されました。

石綿含有建材の種類は多種多様で、石綿事前調査を行うにあたっては、床のPタイルを固定する接着剤や外壁の塗材等、一見、石綿非含有と推測される建材でも含有の可能性があります。そのような建材も決して見落としてはいけません。

そのため、石綿に対して広い知識を有するものが調査を行う必要あり、2023年10月には、有資格者（建築物石綿含有建材調査者または石綿調査診断士）による調査が石綿則で義務づけられました。

まずは書面調査、現地での目視調査も

石綿事前調査は、書面調査から行います。書面調査は登記簿謄本や設計図書で建築物の着工日の確認や使用されている建材を確認します。書面調査で判別できない場合、目視調査を実施する必要があります。目視調査は現地で建築物の壁や天井、床等の建材を確認し、これらに記載されているメーカーや製造番号、石綿含有を示すaマーク等から石綿含有の有無を判別します。



石綿事前調査のフローチャート

この調査でも判別できない場合は不明な建材すべてを石綿含有あり、とみなし事前調査を終了するか、建材を採取して持ち帰り、分析調査を実施することで石綿含有の有無を判別します。当会では、この事前調査から分析調査までを実施しています。

建材採取の留意事項と採取の大変さ

建材採取は、建材製品中のアスベスト含有率測定方法JISA 1481-1,2で定められた方法で行います。はつり作業等で発生する建材の石綿粉じん等を周囲に発散させないように水を採取場所に噴霧して湿潤化したり、囲いなどで採取箇所周辺を養生（覆うこと）するなど対策を講じて実施します。また、採取者自身の安全対策として石綿粉じん等の吸引を防ぐために石綿に対応した保護マスクや、電動カッター、ドリル等の工具の使用に対して保護手袋、保護眼鏡を着用します。

採取箇所は様々で、ビニールタイルの床をカッターで切るだけの時もありますが、時には安全帯を付けて建築物の屋根に登り、屋根材を採取することや、暗い地下ピット内に入り、配水配管の保温材を採取すること、屋上コンクリートの10cmほど下にある防水材をドリルで穴を開けて採取することもあり、時間や体力を要する場面が多々あります。



建材に記載されたaマーク



屋根材の採取作業



コンクリート下の防水材採取作業。ドリルでの採取(左)と採取された検体



加えて、季節的要因での苦勞もあります。真夏の炎天下で保護具を装着しての作業は、呼吸がしづらく体力を消耗します。逆に真冬の極寒の下では、手がかじかんだ状態で振動工具を使用する時もあるので、振動による痛みもあり、作業がより大変になります。

これらの作業で採取した検体を持ち帰り、石綿の含有の有無を分析します。次回は石綿分析調査について触れたいと思います。